

千歳市共同募金委員会 赤い羽根共同募金団体公募型助成配分事業実施要領

1. 事業の目的

募金活動を通じて「誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくり」を目指し、「じぶんの町を良くするしくみ」づくりをしていこうと市民が主体となって企画・参画する地域福祉活動に対して、赤い羽根共同募金への寄付金を財源とした「公募型」による助成事業を行います。

2. 助成の対象となる団体

- ・千歳市を拠点として活動する、地域福祉向上に寄与する団体・グループ
- ・設立して1年以上が経過し、規約等を備え継続的に活動していること
- ・共同募金の趣旨を理解、共感し募金運動の参画・推進すること

3. 助成の対象となる事業

募金協力者である地域住民に共同募金が地域で活用されていることを広く周知できるもの。市民を対象とした地域生活の支援に関する事業や地域における福祉的課題解決に向けた事業で本助成によって新たに取り組むもの、または、既存の事業であっても、助成を活用することによって、その一部について新たな取り組みとなるもの、または、拡大、充実が見込まれるもの。

※営利を目的とする事業、行政委託事業、介護保険事業、政治的活動、宗教的活動
特定の人物を支持することを目的とした活動や、行政・社協から助成を受けている事業は対象となりません。

(例)

- ・地域から孤立をなくすための活動（地域食堂、認知症カフェ、高齢・障がい者サロン等）
- ・生活困窮者への支援（貧困家庭の児童への教育支援等）
- ・ひきこもり、障がい者の支援活動（交流事業、社会参加、就労支援等）
- ・福祉教育を進めるための活動（小・中、高等学校における児童・生徒向け福祉体験事業等）

4. 助成対象の活動期間

平成31年6月1日～平成32年3月31日の間に行われる事業

※助成期間 連続2年間して同一事業での申請可

5. 対象外経費

- ・飲食費（主催者の食事代）
- ・内部講師謝礼
- ・人件費
- ・費用弁償代
- ・団体運営にかかる費用
- ・ボランティア保険
- ・市内交通費
- ・その他募金の趣旨に添わないもの

6. 助成額

1 団体 3 万円を限度とし、単年度助成とします。（助成総額12万円を予定）

ただし、申請が多数あった場合、予算の範囲内で助成額を決定します。

※事業を行う際「対象とならない経費」を除いた額を助成します。

※助成額は、事業費の90%以内（1割以上は自己負担とする）

※対象団体が複数の事業に対して申請を行うことはできません
（一団体につき一事業）

※応募の内容や件数により、不採用や配分額の減額などがあります。

7. 応募方法及び助成決定時期

（1）応募方法 助成申請書に所定の必要書類を添付し、共同募金委員会に提出。

締切 平成31年4月30日

（2）助成決定時期 平成31年5月下旬

※本会審査委員会で申請内容について審査し、申請団体へ通知します。

※審査等によって、減額や助成しない場合があります

※審査の過程及び内容についてのお問い合わせには応じられません。

8. 周知方法

本会ホームページ、広報紙

9. 提出書類

下記資料の提出をお願いします。また、下記以外にも応募内容や団体の活動について参考となるものがあれば添付してください。

- ①赤い羽根共同募金助成金 - 応募用紙 - （本会が示す所定のもの）
- ②団体・グループの規約・会則・定款（もしくはそれに代わるもの）
- ③収支決算書及び収支予算書
- ④事業計画書（もしくはそれに代わるもの）
- ⑤団体・グループの活動内容がわかるようなパンフレット、会報誌（もしくはそれに代わるもの）

10. 事業結果報告

助成を受けた団体・グループは、実施された活動の報告書（所定のもの）及び収支決算書を提出していただきます。

11. 助成事業の広報

（1）助成を受けた時は、本会が指定する助成標示を行ってください。

（2）助成事業は、広報の一環として共同募金委員会作成のチラシや社会福祉協議会のHP等に掲載します。